

(別紙)

第三者評価結果

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ② ・c
<コメント>いのくら児童クラブのあり方と保育指針により理念や基本方針等が明文化され、入会説明会で説明しているが、周知等について不十分である。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ ② ・c
<コメント>市の委託事業であるため、その中でどの様に運営していくのか法人として把握のうえ、分析・検討している。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ ② ・c
<コメント>会計ソフトを導入し、毎月チェックをして課題等を検討・市委託費の中でよりよい運営を図るため努力して、民間助成金等に応募している。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・ ④
<コメント>市子育て子ども支援事業計画を基に運営している。独自の中・長期計画等は作成されていない。		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ ② ・c
<コメント>単年度計画については、法人の事業計画の中で児童クラブが位置づけられ作成されている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ ② ・c

<p><コメント>事業計画の中の行事等の実施については、その都度見直しを図り職員及び保護者と共有している。</p>		
7	<p>I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント>事業計画は保護者に配布していないが、行事等については手紙や情報共有連携ソフト等により周知し、共有している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	<p>I-4-(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント>自己評価や第三者評価の受審は今回が初めてであるが、職員の質の向上について力を注いでいる。組織的なPDCAの取り組みは十分でない。</p>		
9	<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・ c
<p><コメント>組織的に取り組む課題は明確になっているが、今回の受審の結果により改善点が明らかになり、改善策を検討する。</p>		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>II-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>II-1-(1)-① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント>運営主体は、自らの役割や責任について明らかにしており職員に口頭で伝えているが、文書化はされていない。</p>		
11	<p>II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント>遵守すべき法令等については、市からの資料を基に職員に説明している。</p>		
<p>II-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>II-1-(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント>運営主体は市当局と情報を共有し、児童クラブの質の向上に意欲を持ち指導力を発揮している。</p>		
13	<p>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・ b ・c

<コメント>委託費だけの運営では困難な状況のため、民間助成金の応募や寄付金を集めるなど努力している。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<コメント>必要な人材の確保について市当局に要望しているが、委託事業なので予算確保が困難な状況である。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<コメント>正確な人事管理制度はないが、本年度より社会保険労務士と契約し検討中である。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<コメント>小組織のため日頃から職員の意見を聞き、みんなでフォローしながら働きやすい環境整備に取り組んでいる。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<コメント>職員の質の向上を目指し、各研修会の参加や独自に研修会を実施して職員の底上げを図っているが、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みはない。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<コメント>職員に対する質の向上に関する方針等はあるが、計画的な研修計画は策定されていない。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<コメント>外部・内部研修の参加の機会は確保されているが、少人数な組織のため全部の研修の参加は困難である。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント>実習生の積極的な受け入れはしていない。本年度は3名のインターンシップの受け入れをした。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	Ⓐ・b・c
＜コメント＞市当局への報告を通して、情報公開が適切に行われている。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・Ⓑ・c
＜コメント＞法人の役員会において、税理士の監査や内部監査を実施している。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
＜コメント＞学校及び団体等の連携を図り地域との交流も十分ではないが、イベントを通じて交流を図っている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・Ⓑ・c
＜コメント＞ボランティアの受け入れは慎重であり、本年度卒所した女子数名が参加して宿題や遊びをリードしてくれている。今後は積極的に受け入れる状況である。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・Ⓑ・c
＜コメント＞学校・児童相談所等とは市担当課と通じて連携を図っている。必要な関係機関や団体等との連携はできている。社会資源の一覧表は書面化されていない。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・Ⓒ
＜コメント＞地域の具体的な福祉ニーズの把握は出来ていない。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・Ⓒ
＜コメント＞地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動には取り組んでいない。本年は、市主催の日光市ボランティアフェスタの参加を予定している。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント>福祉サービスの提供については、いのくら児童クラブのあり方と保育指針で子どもや保護者等を尊重する姿勢として、子ども一人ひとりの心身の状態を把握して適切に援助するなど組織としての取組を進めている。事例研修会で子どもの尊重について共通理解しているが、倫理綱領や規程の整備など育成支援の質の向上を目指した積極的な取組が期待される。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・①・c
<p><コメント>プライバシー保護について規程・マニュアルの整備はされていないが、プライバシーの重要性は理解しており、子どものプライバシーを守るようトイレ等施設では対応している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・②
<p><コメント>放課後児童クラブの利用希望者は、いのくら児童クラブ個別入会説明会、日光市放課後児童クラブ入会案内の資料を使って、個別に丁寧な説明を実施している。見学や体験入所、一日利用等の希望には応じていない。ホームページや公共施設へのパンフレットの配置も行っていない。子どもや保護者が情報を入手するには、児童クラブに連絡して個別に説明を受けられるが、情報が簡単に入手できるような取組が期待される。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・①・c
<p><コメント>利用開始・変更については、個別入会説明会の時にいのくら児童クラブ個別入会説明会、日光市放課後児童クラブ入会案内の資料を配布し、説明している。また、随時、保護者に周知して理解を得ている。配慮が必要な子どもとその保護者には、幼稚園や保育園での心身の状況を聞き取り、わかりやすい説明を行っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③	評価外
<p><コメント> 放課後児童クラブでは適用していない</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント>児童クラブでは、入会時に無料メール「マチコミ」をスマホに入れてもらい、全員が、行事の開催日や結果、アンケート調査が定期的に行われている。子どもたちの満足度については、その都度話合いで放課後児童支援員が確認している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・①・c
<p><コメント>苦情解決は、受付担当者が主任支援員、責任者が施設長となっている。第三者委員は設置されていない。苦情解決の担当を明記した書面は掲示されている。ご意見箱は解かりやすい場所に設置しているが、投かんの実績はない。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	a・b・①
<p><コメント>子どもや保護者等が意見を述べやすいよう鍵がかかる静養室を用意している。意見を述べる複数の選択等を説明した文書はない。マチコミのメールも使えるが、子どもや保護者からの意見等は口頭での意見がほとんどである。苦情相談記録簿はないが個人記録データに記録を保存している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・①・c
<p><コメント>子どもや保護者からの相談や意見に対して信頼関係が深まるよう適切な相談対応に努めている。分かりやすく玄関に意見箱、マチコミによるアンケートの実施で相談や意見を把握する取組を行い、会議で対応策の検討をして個人記録データに記録しているが、マニュアルの整備はされていない。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・①・c
<p><コメント>リスクマネジメントに関する責任者は施設長が行い、施設や校庭の安全点検で事故防止に努めている。事故が発生した場合は現場を確認し、必要により119番通報している。また、保護者へ丁寧に事実を伝えるとともに、学校の担任にも連絡をしている。子どもの安心と安全を脅かす事例を収集したヒヤリハット報告書は作成されていないが、事故報告書は作成し保護者への事故報告や日々の申し送りを行っている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・①
<p><コメント>感染症対策の責任者は施設長としているが、職員の責任と役割を明確にした管理体制は未整備である。予防と発生時等の対応マニュアルも未整備だが、市からの通知や感染症の流行に応じて、テーブルやドアなど施設の消毒、手の消毒等一般的な感染症予防策は実施されている。感染症の予防と発生時対応のマニュアルの整備及び児童クラブ内の体制の確立が望まれる。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・①
<p><コメント>いのくら児童クラブ風水害対策計画が整備され、日常の危機管理で非常時に備えた訓練や研修の実施、非常時に子どもの行動を指導、緊急時の連絡体制など必要な課題が挙げられている。非常時には、子どもや職員の安否確認をマチコミで行うことにしている。災害時における子どもの安全確保の取組は小学校の行動に準じている。児童クラブでは、風水害対策が職員の行動や避難誘導、帰宅困難者となった場合の対応等未整備の点があると判断しており、見直しが必要と考えている。火災や地震による災害等安全を脅かす事態の発生は想定外のことであるが、日常の子どもの安全確保のシミュレーションを欠かすことなく非常時にも対応できるよう、風水害等災害対策計画の整備と避難訓練等の充実が期待される。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	a・①・c
<p><コメント>標準的な実施方法については、児童クラブの壁面に大きなくくりで自由時間や、おやつなどの時間割が掲示され、職員がいつでも確認できる。また、ミニ通信「風の子」の文書で保護者あてに周知している。夏休み等長期休みの実施方法もミニ通信で「夏休みの過ごし方」として通知され、標準的な実施方法、期間中の行事予定、持ち物などの注意事項を記載し職員にも周知されている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・①・c
<p><コメント>児童クラブとしては、現在の方法が子ども達にも合っていると考えている。状況の変化で変更が必要になった場合は、職員、子ども、保護者に伝えていくことを想定している。</p>		
Ⅲ-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。	a・b・②
<p><コメント>育成支援の計画は策定されていない。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	a・b・②
<p><コメント>育成支援の計画は策定されていないが、個々の育成支援は日々の申し送りで子どもの様子を確認し、保育実践につなげている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する育成支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・①・c
<p><コメント>児童クラブでは、指導記録として組織が定めた統一様式により保健調査票を入会時に把握し個人記録に入力している。個人記録は書き方に差異が生じないよう職員への指導等を行っている。職員は午前中に共同して入力業務を行いながら記録に目を通して情報を共有している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・②
<p><コメント>指導記録として子ども一人ひとりの様子や行動等を記録した個人記録を作成し、その記録を見ながら子どもの育成支援を把握している。個人情報保護規定は定めていないが、職員は、一般的な個人情報の保護等を理解している。児童クラブが保有する子どもや保護者に関する記録は個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることになることから、管理体制や記録の保管方法、情報の取り扱い、保存と廃棄などの規定が必要と思われるので、個人情報保護と情報開示の観点から管理体制の整備が望まれる。</p>		

A-1 育成支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備		
A①	A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	㊦・b・c
<p><コメント>子どもが安心してすごせるようエアコンによる環境管理を行うとともに、オセロゲームや将棋、人生ゲーム、小説、漫画、縄跳びなど多様な遊具や図書など子どもにふさわしい生活の場を備え、年齢による遊びと生活の環境を備えている。また、体調がすぐれない時には、静養室で静かに過ごせるよう確保されている。自習なども辞書など、図書等を備え学習活動ができる環境となっている。</p>		
A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援		
A②	A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	㊦・b・c
<p><コメント>入会時に、いのくら児童クラブ個別入会説明会を行ない、春休みの児童クラブでの過ごし方や年間行事予定を個別に説明し、質問も受けている。子どもの迎えの時にも、保護者との会話で子どもの話題が出れば適切な助言を行っている。また、ミニ通信風の子で子どもの放課後の様子を伝えたり、夏休みや冬休みの前には休み期間中の過ごし方や期間中の行事、注意点等を記載し、保護者が理解できるよう文書を配布している。そのほか、スマホでマチコミやタイムライン、メールのアプリを活用し、保護者と子どもの様子を伝え合い協力関係を築いている。年度途中の退所については、例がないが理由を把握するため確認をする考えである。</p>		
A③	A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	a・㊦・c
<p><コメント>子どもの出欠席は通常、保護者からのマチコミやメールで確認している。当日の変更についても下校前にメールで連絡が来ることになっている。連絡のない欠席や遅れる場合は、友だちからの連絡や学校からの連絡で確認している。子どもの所在が把握できないケースはないが、その場合は保護者に連絡することになっている。保護者とは緊急連絡先で繋がっており、日々の出席簿に出席時間や氏名を記入している。</p>		
A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援		
A④	A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	a・㊦・c
<p><コメント>児童クラブでの過ごし方は、できるだけ簡潔となるよう標準的な実施方法とし、おやつ時間が決まっているほか、時間を設けていない子ども、校庭で遊ぶ子どもなど、子どもが主体的に過ごしやすいよう大まかな区切りで過ごしている。集団での遊びについては、支援員等が声を掛けて友だち同士でどのように遊ぶか自身で考えるようにしている。遊びや生活でも支援員が子どもと話し合いながら自ら考えた遊びができるよう援助したり、みんなの所に入りたい子を支援している。夏休みなど長期休み期間中には映画ツアーや夏祭り、地元精通者による川虫探検や星を見る会など夏休みならではの活動ができるよう配慮している。児童クラブでの過ごし方は入会時の資料での説明以外にも、ミニ通信風の子の文書を配布して周知するほか、その都度周知を行なう。子どもたちにはおやつ時間に話をして理解をしてもらっている。</p>		

A⑤	A-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	a・⑩・c
<p><コメント>集団生活のルールとして手洗いやうがいの声掛け、ロッカー内の持ち物の整理整頓等基本的な生活習慣が身につくようその都度話を理解してもらうよう努力している。集団生活のルールについては、定期的に集団で取組む片付けなどの作業や決まり事などの内容について話し合いの場をもうけている。悪いことに関しての集団の強みには援助が難しいこともある。子ども一人ひとりの発達状況に応じて支援員が補助をしたりして取組みやすい環境に配慮している。</p>		
A⑥	A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	⑩・b・c
<p><コメント>子ども自身で外遊びができない時は、室内でままごとやボード遊びなどを自由に選択できる環境を整備している。子どもの来所時の表情を見て、声掛けして体調を確認するなど、日常の遊びや生活、子どもの様子を職員間で共有している。子ども一人ひとりの健康状態、特に低学年については自分の体調が自身で分からないこともあり、職員が体温を計測するなど状況を把握し、場合によっては保護者に連絡し、静養室で過ごす援助をおこなっている。児童クラブでは、地域の文化に触れる体験として、近所のお寺のお祭りに参加している。また、多様な活動として、地元精通者による川虫探検、映画鑑賞も行っている。</p>		
A⑦	A-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	a・⑩・c
<p><コメント>外遊びなどで子ども同士の仲介を支援員が行い、自発的な遊びが展開されたり、意見の対立やけんか等が発生した場合は、高学年者が調整役を担ったり、支援員が両者の話をよく聞いて葛藤の調整や感情の高ぶりをやわらげるよう援助している。子ども間でのいじめの関係が生じないよう支援員が二人を呼んで話をよく聞いて説明する配慮をしている。怪我をさせた場合は、保護者に連絡を取るなど早期対応にも努めている。地域の中で地元精通者には体験等で協力してもらっているが、地元の子どもたちとの遊びは行っていない。</p>		
A⑧	A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	a・⑩・c
<p><コメント>支援員は子どもが何でも話してくれるよう声掛けをして信頼関係を築く努力や、行事等を行う際には子どもからの要望を聞き取っている。子どもが行事活動の運営に関わる際には、子どもや保護者に概要をミニ通信風の子や口頭で伝えることにしている。子ども自身が企画をする場合は段取りなどを伝えている。また、活動の企画実施の過程では、川虫探検の場合3、4回場所の下見をして安全性を確認している。卒所旅行で浅草に電車で行く時は子ども・保護者に事前説明会を実施するなど事前準備・安全性を確認している。子どもたちにはどんなことでも話してと言っているため、コミュニケーションが良くなっていることを支援員も実感している。中には自分の意見が中々言えない子もいるが、意見を拾い上げるように努めている。</p>		
A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援		
A⑨	A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	a・⑩・c
<p><コメント>いのくら児童クラブ個別入会説明会資料で入会できない児童は、特別な保育や施設を必要とする児童に限定して、個別説明会で障害のある子どもの利用機会を周知している。受入れの判断は、市の基準に従って判断している。受入れに当たり、入会児童の保健調査票と個別説明</p>		

<p>会で健康状態や発達の状態などを個別に把握するほか、通っていた保育園・幼稚園や子どもが他の施設を利用している場合は、その機関とも連携して協力を図っている。また、個々の状況に応じて、おやつを持ち帰りをほかの児童にも理由を説明して実施するほか、職員体制でも加配職員がその子の思いに寄り添った配慮を行っている。</p>		
A⑩	A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>障害のある子どもの育成支援に当たっては、一人ひとりの状況や育成支援の内容を個人記録に入力し、内容を支援員の間で共有しているが、個別の支援計画は作成されていない。育成支援の対応として、支援員を配置して全体での活動を見守りながら必要に応じて個別の対応ができるようにしている。また、日光市発達支援センターつばさ園、市障害者相談支援センターなど地域の専門機関、学校等と連携して相談できる体制があるほか、育成支援について施設内で事例検討する機会を持っている。</p>		
A⑪	A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>特に配慮を必要とする子どもの家庭環境についても支援員等が父や母に言葉かけをしながら、家庭での養育に特別な支援が必要な状況を確認し、市や家庭児童相談室等関係機関と連携して適切な支援につなげている。子どもの支援に当たっては、保護者、市、教育委員会等関係機関と情報交換を行い連携している。児童虐待を発見した場合は、児童虐待マニュアルに従って対応することとしている。要保護児童対策地域協議会には議題に上がった時に対応している。</p>		
<p>A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供</p>		
A⑫	A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	a・⑩・c
<p><コメント>おやつは補食として考えており、夕食に影響しないよう提供時間を16時に、育ち盛りなのでカロリー数を満たす食品を与えている。予算が決まっているが、美味しく腹持ちの良いものにして、落ち着いた環境で提供している。</p>		
A⑬	A-1-(5)-② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>子どもの食物アレルギーは児童クラブ入会申請書の保健調査票で確認し、全職員で情報を共有している。食に伴う事故の緊急時対応は厚生労働省のガイドラインではなく、危機管理マニュアルの食物アレルギーを作成し、生協から購入したおやつのアレルギー成分のチェックを行い、提供時にもチェックして提供している。エピペンの使用方法を定期的に確認し、エピペンの講習も受けている。</p>		
<p>A-1-(6) 安全と衛生の確保</p>		
A⑭	A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>毎日、子どもが来所する前までに、施設や室内の整理整頓、清掃を安全点検表の点検項目で確認している。月に1回は救急セットの確認、本棚、おもちゃ、一輪車等の点検等を行っている。遊具は学校で点検を実施している。事故やケガの防止、発生時の対応方針は危機管理マニュアルの事故・ケガで行っている。マニュアルは事前対応、発生時対応、事後対応の3部門となっているが児童クラブの立地や職員等を考慮した行動や対策の具体性を整備する必要もある。</p>		
A⑮	A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>夏休み等の期間中、お昼は原則お弁当にしている。衛生管理の取組は、安全点検表を</p>		

作成しフロア、トイレ、キッチン部門のチェックにより日常の衛生管理に努めている。支援員等は手洗い、爪切り、髪しばり、消毒等の衛生管理を行なっている。医薬品の備えや管理は適切だが、医師の指示や子どもと一緒にやつ、食事作りの衛生管理の内容は実施されていない。

A-2 保護者・学校との連携

		第三者評価結果
A-2-(1) 保護者との連携		
A⑯	A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。	㊤・b・c
<p><コメント>保護者にいつでも声をかけ、普段の会話の中で子育てのことなども相談しやすい環境づくりに心がけ、しっかり時間を設けている。受けた情報は職員間で共有している。星を見る活動や川虫探検は親子の行事で、保護者も参加、協力する機会を設けるほか、児童クラブのバザーや保護者会総会の後の交流会等で保護者同士の交流の場を設けている。保護者会が設置されている児童クラブは日光市でここだけ。保護者会の自主的活動は十分でなく、支援員が支援している。コロナ禍で保護者会の行事は中止の状況となっている。宿題については、保護者からの申し出で行っており、個々の子ども自身の考えに任せている。</p>		
A-2-(2) 学校との連携		
A⑰	A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。	a・㊤・c
<p><コメント>学校との情報交換や情報共有を図るため、担任と定期的に懇談し子どもの生活の様子を伝いあっている。施設長も学校運営委員として学校の運営に関わっている。学校からは学校通信、下校時間が把握できる年間予定表の提供、行事への招待を受け参加している。児童クラブからはミニ通信風の子を渡している。児童クラブ、学校ともマチコミに登録しており連携が図られている。</p>		

A-3 子どもの権利擁護

		第三者評価結果
A-3-(1) 子どもの権利擁護		
A⑱	A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・㊤
<p><コメント>子どもの権利擁護に関する取組は、職員が職場倫理に関連する研修会等で学んでいるが不十分な状況となっている。児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められていることから、法令を遵守し子どもや保護者の人権に十分配慮し、人格の尊重などを明文化して事業の運営と日々の職務にあたられるよう期待する。</p>		